



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年5月12日金曜日 第407号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（土木管理課技術企画室）... 580

## 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 581

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 582

くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）... 582

建設業者の営業の停止命令.....（土木管理課）... 582

基本測量の終了の通知（2件）.....（道路維持課）... 582

土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（東予地方局農村整備課）... 583

土地改良区の定款変更の認可（3件）.....（ " ）... 583

指定住宅サービス事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 584

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 584

道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）.....（中予地方局管理課）... 584

道路の区域変更（県道菅田五郎停車場線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 584

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 585

道路の区域変更（県道鳥坂宇和線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 585

## 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....（選挙管理委員会）... 585

政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 586

政治団体の解散の届出.....（ " ）... 587

## 公営企業公告

重症系システムの借入れ.....（公営企業管理局総務課）... 587

術野映像システムの借入れ.....（ " ）... 588

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第28号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>様式第1号</b>（第2条関係） 身分証明書</p> <p>様式第1号（その1） 省略</p> <p>様式第1号（その2）</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <p>省略</p> <p><b>第8条</b> 都道府県知事は、法第43条第1項の規定により、その職員に、対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物</p>	<p><b>様式第1号</b>（第2条関係） 身分証明書</p> <p>様式第1号（その1） 省略</p> <p>様式第1号（その2）</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <p>省略</p> <p><b>第7条</b> 都道府県知事は、法第43条第1項の規定により、その職員に、対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物</p>

その他の物、特定建設資材に係る分別解体等又は特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

その他の物、特定建設資材に係る分別解体等又は特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際現に交付されている改正前の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則様式第1号(その2)の規定による身分証明書は、改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則様式第1号(その2)の規定による身分証明書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第552号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出の日. Row 1: ワールドプラザ, 今治市東村甲745番地外, 大規模小売店舗において小売業を行う者, マックスバリュ西日本株式会社ほか7者, マックスバリュ西日本株式会社ほか7者, 令和4年12月16日ほか, 令和5年4月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第553号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出の日. Row 1: マルナカ北条店, 松山市下難波甲227番地2, 大規模小売店舗において小売業を行う者, マックスバリュ西日本株式会社ほか2者, マックスバリュ西日本株式会社ほか1者, 令和4年9月30日, 令和5年4月19日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

Table with 5 columns: Name, Location, Operator (Name/Address/Rep), Medical Type, Designation Date. Rows include レデイ薬局 新居浜松木店 and アルファ調剤薬局 駅前店.

○愛媛県告示第555号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年3月愛媛県告示第325号）を次のとおり変更した。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: Management Area, Management Catchable Quantity (Before/After). Row for 愛媛県くろまぐる（大型魚）漁業.

○愛媛県告示第556号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

Table with 9 columns: License No., Date, Name, Rep, Business Location, Stop Date, Stop Scope, Stop Period, Stop Reason. Row for (特-5) 第16297号.

○愛媛県告示第557号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
2 作業期間 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第558号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）

- 2 作業期間 令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	高 橋 雅 人	四国中央市土居町天満2099

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	星 川 賢 二	四国中央市川之江町3087番地6

○愛媛県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 井 和 弘	新居浜市北新町4番7号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 井 多加茂	新居浜市北新町4番8号

○愛媛県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	高 橋 普 二	新居浜市萩生1175 - 1
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6

"	真 鍋 英 記	新居浜市萩生1345
"	青 野 徹	新居浜市萩生1358 - 1
"	秦 慎 吾	新居浜市萩生11 - 2
"	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	白 石 裕 晃	新居浜市萩生960 - 2
"	福 田 幹 大	新居浜市萩生448 - 1
"	神 野 鉄 治	新居浜市大生院514
"	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	真 鍋 篤 俊	新居浜市萩生1347
"	真 鍋 猛 廣	新居浜市萩生493 - 3
"	下 田 明	新居浜市萩生67 - 82

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	高 橋 普 二	新居浜市萩生1175 - 1
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	真 鍋 英 記	新居浜市萩生1345
"	青 野 徹	新居浜市萩生1358 - 1
"	秦 慎 吾	新居浜市萩生11 - 2
"	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	守 谷 雄 二	新居浜市萩生1001 - 7
"	秦 和 夫	新居浜市本郷1 - 10 - 30
"	神 野 鉄 治	新居浜市大生院514
"	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	森 賀 直 文	新居浜市萩生1412 - 3
"	真 鍋 篤 俊	新居浜市萩生1347
"	伊 藤 慎 吾	新居浜市大生院487 - 3

○愛媛県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市庄内土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月12日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

○愛媛県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市高柳土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月12日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

○愛媛県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市下泉土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月12日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

○愛媛県告示第565号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年5月12日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社Lien	リアン 訪問介護ステーション	愛媛県伊予市米湊208-2 KOMI NATOxBASE 1号	令和5年5月1日	訪問介護

○愛媛県告示第566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年5月12日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510314	社会福祉法人砥部寿会	愛媛県伊予郡砥部町大南2267番地	菅原 哲雄	生活介護	デイサービスセンターあったか	愛媛県伊予郡砥部町高尾田1171番地2	令和5年4月1日
3821500307	株式会社トピシエル	愛媛県伊予郡砥部町重光165番地1 ロフトイ雅1-101号	林 紗友里	共同生活援助	グループホーム トピシエル	愛媛県東温市松瀬川1592-12	令和5年4月1日
3811500648	NPO法人後方支援センター	愛媛県松山市来住町1210番地9	高橋 泰征	就労継続支援（A型）	やすまるKitchen	愛媛県東温市横河原366番地サービス棟	令和5年5月1日

○愛媛県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙440番16から 同市横谷乙440番19まで	旧	メートル 74~253	キロメートル 0.330	
			新	215~469	0.330	

○愛媛県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	菅田五郎停車場線	大洲市菅田町菅田字土手内乙617番1から 同町菅田字土手内乙617番2まで	旧	メートル 10.1~10.1	キロメートル 0.006	
			新	225~106	0.006	
"	"	大洲市菅田町菅田字畑屋甲1212番1から 同町菅田字畑屋甲1245番1まで	旧	106~175	0.146	
			新	136~206	0.146	

○愛媛県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	菅田五郎停車場線	大洲市菅田町菅田字土手内乙660番3から 同町菅田字畑屋甲1253番まで	令和5年5月12日

○愛媛県告示第570号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和5年5月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	鳥坂宇和線	西予市宇和町明石1055番から 同町明石2553番2まで	旧	メートル 65~15.0	キロメートル 0.276	
		西予市宇和町明石1055番から 同町明石2553番2まで	新	65~15.0 95~25.5 11.1~36.2	0.276 0.166 0.055	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。  
令和5年5月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
乙亥会館	西予市野村町野村12号 10番地	1,500	乙亥会館	西予市野村町野村12号 10番地	1,500
依津地域づくり活動センター	西予市明浜町依津3番 耕地283番地	200			
狩江地域づくり活動センター	西予市明浜町狩浜3番 耕地202番地7	150			
高山・宮野浦地域づくり活動センター	西予市明浜町高山甲 3678番地	200			
田之浜地域づくり活動センター	西予市明浜町田之浜甲 1117番地3	80			
多田地域づくり活動センター	西予市宇和町河内91番 地1	100			
中川地域づくり活動センター	西予市宇和町田苗真土 2032番地	100			
石城地域づくり活動センター	西予市宇和町西山田423 番地1	100			

宇和地域づくり活動センター	西予市宇和町卯之町三丁目439番地 1	200			
田之筋地域づくり活動センター	西予市宇和町新城979番地	100			
下宇和地域づくり活動センター	西予市宇和町皆田1234番地 1	130			
明間地域づくり活動センター	西予市宇和町明間3071番地 4	100			
野村地域づくり活動センター	西予市野村町野村12号619番地 1	200			
溪筋地域づくり活動センター	西予市野村町鳥鹿野862番地	100			
中筋地域づくり活動センター	西予市野村町高瀬4107番地	100			
大和田地域づくり活動センター	西予市野村町阿下2号440番地	60			
横林地域づくり活動センター	西予市野村町坂石2571番地	80			
惣川地域づくり活動センター	西予市野村町惣川288番地	100			
遊子川地域づくり活動センター	西予市城川町遊子谷2372番地 1	100			
土居地域づくり活動センター	西予市城川町土居86番地	50			
高川地域づくり活動センター	西予市城川町高野子75番地 1	80			
魚成地域づくり活動センター	西予市城川町魚成3680番地	150			
二木生地域づくり活動センター	西予市三瓶町二及2番耕地683番地 1	50			
蔵貫地域づくり活動センター	西予市三瓶町蔵貫浦672番地	120			
省略			省略		

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年5月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県管工事支部	櫻井 健吾	会 計 責 任 者	宮本 正一郎	猪野 政敏	令和5年3月31日
自由民主党愛媛県防衛協賛支部	森川 建司	会 計 責 任 者	中矢 均	星加 敏雄	令和5年3月31日
自由民主党愛媛県農政同志会支部	西本 満俊	会 計 責 任 者	山本 卓治	岡本 明郎	令和5年4月1日

自由民主党愛媛県測量設計業支部	岡 兵 典	代 表 者	岡 兵 典	大 野 二 郎	令和5年4月25日
-----------------	-------	-------	-------	---------	-----------

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
愛媛県商工連盟連合会松山支部	高 橋 祐 二	会 計 責 任 者	福 井 琴 樹	高 橋 祐 二	令和4年11月1日
愛媛県商工連盟連合会	高 橋 祐 二	代 表 者	高 橋 祐 二	城 戸 猪 喜 夫	令和4年11月14日
		会 計 責 任 者	福 井 琴 樹	高 橋 祐 二	
愛媛県農政同志会	西 本 満 俊	会 計 責 任 者	山 本 卓 治	岡 本 明 郎	令和5年4月1日
藤木しんや愛媛県後援会	西 本 満 俊	会 計 責 任 者	山 本 卓 治	岡 本 明 郎	令和5年4月1日
山田としお愛媛県後援会	西 本 満 俊	会 計 責 任 者	山 本 卓 治	岡 本 明 郎	令和5年4月1日
愛媛県商工連盟連合会八幡浜支部	堀 口 栄 樹	会 計 責 任 者	脇 水 宏	都 築 修 蔵	令和5年4月1日
税理士による長谷川淳二後援会	二 宮 務	主たる事務所の所在地	大洲市中村231	宇和島市寿町2丁目2-19	令和5年4月14日
		代 表 者	二 宮 務	小 林 隆 二	
		会 計 責 任 者	加 藤 陽 次 郎	毛 利 慎 治	

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年5月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
青 空 え ひ め の 会	佐々木 龍	令和5年4月17日
たぶち紀子をもっと盛り上げる会	木 室 陽 一	令和5年4月24日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年5月12日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
重症系システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
重症系システム 1式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 借入期間  
令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県立中央病院  
(愛媛県松山市春日町83番地)
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7<sup>(1)</sup>又は<sup>(2)</sup>の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。



(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F  
電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

令和5年6月22日(木)午前9時から同月23日(金)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年6月23日(金)午後1時30分  
伊予鉄本社ビル5F 会議室

### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和5年6月7日(水)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: A system for critically ill patients , 1 set

(2) Time limit of tender: 1:29 p.m . , 23 June 2023

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Iyotetsuhonsya Bldg . 2F 4 4 1 Minatomachi , Matsuyama , Ehime 790 0012 Japan . TEL 089 912 2794

### ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年5月12日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

### 1 入札に付する事項

(1) 件名

術野映像システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

術野映像システム 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県立中央病院

(愛媛県松山市春日町83番地)

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

令和5年6月22日(木)午前9時から同月23日(金)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年6月23日(金)午後1時35分

伊予鉄本社ビル5F 会議室

### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和5年6月7日(水)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Surgical field video system , 1 set

(2) Time limit of tender: 1:29 p.m . , 23 June 2023

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Iyotetsuhonsya Bldg . 2F 4 4 1 Minatomachi , Matsuyama , Ehime 790 0012 Japan . TEL 089 912 2794